

車 両 制 限 令

道 路 の 区 分		通行しうる車両の幅	
市街地区域内の道路	一般市街地道路	通常の場合の道路	$\left(\frac{\text{車道の幅員}-0.5\text{m}}{2}\right)$ をこえないもの
		道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定した道路、または一方通行とされている道路	(車道の幅員-0.5m) をこえないもの
	駅前・繁華街道路	通常の場合の道路	$\left(\frac{\text{車道の幅員}-1.5\text{m}}{2}\right)$ をこえないもの
		道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定した道路、または一方通行とされている道路	(車道の幅員-1.0m) をこえないもの
市街地区域外の道路	通常の場合の道路		$\left(\frac{\text{車道の幅員}}{2}\right)$ をこえないもの
	一方通行とされている道路、またはその道路におおむね300m以内の区間ごとに待避所がある道路		(車道の幅員-0.5m) をこえないもの
	道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定した道路		車道の幅員をこえないもの

(注) 路肩の幅員が明らかでない道路または路肩の幅員の合計が1m未満(トンネル等では0.5m未満)の道路については、道路各側0.5m(トンネル等では0.25m)を路肩部分とみなす。

1 内 容

(1) 一般的制限

道路を通行する車両は幅2.5m以下、長さ12m以下、高さ3.5m以下、総重量20t以下、軸重10t以下、輪荷重5t以下および最小回転半径がその最外側のわだちについて12m以下でなければならない(第3条・6条・8条)となっており、道路運送車両の保安基準と同じであるが、車両の幅・長さおよび高さについては、制限の実効性を確保するため[人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつては、その状態におけるもの]である点が異なっている。このような基準をこえる特殊な車両や貨物を積載した場合には、基準をこえることとなる車両については、車両の使用目的による車体の構造または積載する貨物の特殊性によりやむをえないと道路管理者が認定し、かつ運転経路、運転時間の指定等道路管理者が付した条件に従って通行する場合に限り、幅・長さ・重量等に関するそれぞれの基準に適合するものとみなすこととしている(第14条)。

(2) 幅の制限

車両の幅について、一般的制限のほか表に示すとおり道路の幅に応じた制限を設けており、この政令の中で自動車の運行に最も大きな影響のある規定である(第4条・5条)。この幅の制限の基本的な考え方は、道路を市街地区域内道路と市街地区域外道路に、さらに前者については、駅前・繁華街等の指定道路とその他の一般市街地道路に分け、それぞれの道路に応じて、道路の総幅員から歩行者の通行のためのものとして、歩道部分または路肩もしくは路肩相当部分等の歩行余裕部分を引き、さらに一方通行のもの、または道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの以外の道路については、車両すれ違い余裕部分を引いてその道路を通行することのできる車両を逆算しようとするものである。この場合市街地区域と区域外の区分は道路管理者が認定するのであるが、大略市街地区域とは道路の両側に相当広範囲にわたって人家が連たんし、歩行者の多い地域をいう。

このような幅の制限に対して、道路の破損、道路工事、交通

停滞等のために車両の通行に支障のある場合に、道路管理者が交通の円滑をはかるためやむをえないと認めて他の道路を指定したときは、当該他の道路を通行する車両には、幅の制限に関する規定は適用されない(第13条)。

(3) 総重量・軸重量および輪荷重の制限

一般的制限に加えて、簡易舗装道路・高架の道路等については、道路管理者は車両の総重量・軸重・輪荷重の限度を定めることができる(第7条)。

(4) 路肩通行の制限

歩道のない道路では、自動車はその車輪が路肩および路肩相当部分には、はみ出してはならない(第10条)。

(5) 通行方法の制限

道路法第46条第2項または(3)により車両の総重量等の制限が定められている道路について、道路管理者は、さらに通行方法を制限することができる(第11条)。

(6) 特 例

道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車等については、重量制限関係の規定を除き、この政令の規定は適用されない(第15条)。また経過措置として、この政令公布の際、現に道路運送法第4条第1項の規定による免許を受けている路線バスについては、直ちに適用するとき、これは国民の日常生活に重大な影響を与えるので、その後事業計画変更の認可を受けて自動車を大型化する場合を除き、重量制限関係の規定を除くこの政令の規定は昭和41・7・31までの間適用されない(附則第3項)。

2 違反に対する措置

この政令の基準違反に対しては、直接罰則の適用はない。道路管理者が政令の基準をこえて車両を通行させている者に対し、通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行方法について道路の構造の保全または交通の危険防止のための必要な措置を命じ(道路法第47条第2項)たが、この命令に違反した場合(同法第103条第1項)、あるいは、路線バス・路線トラック等の事業者や反覆して同一道路に車両を通行させる者の車両が政令の基準に違反することとなるとき、これらの者に対し、路面の補強、待避所の設置等道路に関し必要な措置をすることを命じ(同法第47条第3項)たが、その命令に違反した場合(同法第103条第2項)に罰則が適用されることとなる。(桜井晴也)

しゃりょうたんのいたくはんばい 車両単位の委託販売

スキー列車・観光地向け列車等の旅客列車のうちから乗車効率の比較的低い旅客列車を選定し、国鉄が、一定期間、当該旅客列車を列車単位または車両単位の、通常の収入を上回る適当な価格により、指定団体取扱業者に買い取らせ、当該業者に積極的な旅行あつ旋ないし誘致活動を行なわせて、買取り価格を上回る利潤獲得に努力させようとする趣旨の販売方法をいう。国鉄は通常収入を上回る収入の増加、業者は企業努力による利潤獲得という双方の利益をねらった制度である。

(1) 対象旅客列車および対象業者

国鉄において、次の条件を具備する旅客列車のうちから該当のものを選定し、指定団体取扱業者からの申込みにより、これを列車単位または車両単位の販売する。

ア 主としてスキー・登山・行楽等の観光客を輸送の対象とする列車であること。

イ 一定の期間を通じて連日運転する列車であること。

ウ 乗車効率が、週末・休日等の特定の日の除いて、比較的低く、業者の積極的な旅行あつ旋ないし誘致活動によって旅客収入の増加が期待できる列車であること。

(2) 業者に対する販売価格および販売方法